

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 18 日

津地方裁判所四日市支部

裁判所書記官 大 山 裕 一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 津地方裁判所四日市支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 6 日 午前 9 時 40 分 場 所 津地方裁判所四日市支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 4 月 8 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 4 月 8 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができません。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 500, 000 2, 800, 000	一括	700, 000	23, 481	4, 308
1	1, 900, 000				
2	1, 600, 000				



物 件 目 録

1 所 在 四日市市ときわ二丁目
地 番 9 5 1 番 5
地 目 宅地
地 積 9 9 . 1 7 平方メートル

2 所 在 四日市市ときわ二丁目 9 5 1 番地 5
家屋 番号 9 5 1 番 5
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 4 9 . 6 8 平方メートル
2階 3 8 . 9 2 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約 1 5 . 4 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月29日

津地方裁判所四日市支部

裁判所書記官 大 山 裕 一

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載したものですので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 四日市市ときわ二丁目
 地 番 951番5
 地 目 宅地
 地 積 99.17平方メートル
 共有者 B 持分12分の4
 共有者 C 持分12分の4
 共有者 D 持分12分の2
 共有者 E 持分12分の1
 共有者 F 持分12分の1

2 所 在 四日市市ときわ二丁目951番地5
 家屋 番号 951番5
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 49.68平方メートル
 2階 38.92平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約15.4平方メートル
 共有者 B 持分12分の4
 共有者 C 持分12分の4
 共有者 D 持分12分の2
 共有者 E 持分12分の1
 共有者 F 持分12分の1



令和7年(ケ)第36号
令和7年10月20日受理
令和7年12月1日提出

現況調査報告書

津地方裁判所四日市支部

執行官 野 添 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 四日市市ときわ二丁目

地 番 951番5

地 目 宅地

地 積 99.17平方メートル

共有者 亡A相続人 B 持分12分の4

共有者 亡A相続人 C 持分12分の4

共有者 亡A相続人 D 持分12分の2

共有者 亡A相続人 E 持分12分の1

共有者 亡A相続人 F 持分12分の1

2 所 在 四日市市ときわ二丁目951番地5

家屋 番号 951番5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 49.68平方メートル

2階 38.92平方メートル

共有者 亡A相続人 B 持分12分の4

共有者 亡A相続人 C 持分12分の4

共有者 亡A相続人 D 持分12分の2

共有者 亡A相続人 E 持分12分の1

共有者 亡A相続人 F 持分12分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	三重県四日市市ときわ二丁目2番20号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者ら（亡A相続人B, C, D, E, F） ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有（共有）し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：物置 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：約15.4㎡	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者ら（亡A相続人B, C, D, E, F） ☐ その他の者 上記の者らが本建物を荷物が残置された空き家の状態で使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 ☐ ある	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (物件1, 2共有者)	1 (物件1、2の自身の共有持分につき、貸借関係がない旨の回答書面提出) 2 私は亡Aの姉です。亡Aは、生前、本件物件所在地で一人で暮らしていたのですが、令和4年7月に本件建物の2階の寝室で孤独死しているのが発見されました。近所の人々が、回覧板等が溜まっているのを不審に思っ て確認したところ、病死していたとのこと。亡くなってから10日くらい経って発見されたと聞いています。 3 私は亡Aの相続について相続放棄を検討中です。
☒ C (物件1, 2共有者)	(物件1、2の自身の共有持分につき、貸借関係がない旨の回答書面提出)
☒ Dの代理人弁護士G (物件1, 2共有者)	1 (物件1、2の自身の共有持分につき、貸借関係がない旨の回答書面提出) 2 Dは亡Aの相続について相続放棄手続を行う予定です。
☒ E (物件1, 2共有者)	(物件1、2の自身の共有持分につき、貸借関係がない旨の回答書面提出)
☒ F (物件1, 2共有者)	(物件1、2の自身の共有持分につき、貸借関係がない旨の回答書面提出)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 物件2建物の玄関戸上部には、亡Aの氏名が記載された表札が存在した。また、物件2建物への上水道、電気、ガスの供給が停止されていることを各メーターの表示により確認した。四日市市上下水道局宛に実施したライフライン調査の結果においても、令和4年9月15日に閉栓されていることを確認した。
- 2 亡Aの除住民票によると、同人は令和4年7月21日頃に死亡し、その届出が同年8月1日になされている。
- 3 物件2建物の内部は別添写真のとおりである。建物内部には亡A宛の複数の郵便物が存在し、同人が生前使用していたと思われる家財道具類が未整理の状態に残されていた。
- 4 本件物件の占有関係については、亡Aの相続人らから提出された回答書面、一部の陳述人から聴取した内容等を踏まえ、本報告書2枚目記載のとおり認定した。
- 5 土地建物位置関係図記載の位置に未登記の附属建物が存在する。なお、課税台帳上、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺物置(7.81㎡)が登載されているが、現況で存在する未登記附属建物とは床面積や構造で相違が見られた(その経緯は不明)。
- 6 物件2建物内にはキャットタワーが存在し、建具に猫によるものと思われる傷みも見られた上、ペット臭がしたことから、過去に猫が室内飼いされていたものと思われる。
- 7 関係人の陳述によると、亡Aは物件2建物の2階で孤独死していた模様であるが、2階において強い臭気等は確認できなかった。
- 8 物件1土地の南側の土地(地番951番6)は第三者所有の土地であり、買受けを検討する者は同土地が本件競売手続の対象ではない点に留意する必要がある。

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月21日 (火) 11:50-12:00	津地方法務局 四日市支局	公図、登記等調査
7年10月21日 (火) 14:05-14:20	物件所在地	現場所在確認、外構関係調査
7年10月22日 (水)	執行官室	所有者ら宛、事務連絡文書及び照会書面送付
7年10月30日 (木) 16:45-16:50	電話	Dの代理人弁護士Gから電話聴取
7年10月31日 (金)	執行官室	四日市市上下水道局宛、照会書面送付(11/26回答)
7年11月13日 (木) 14:55-15:05	四日市市役所	家屋平面図調査
7年11月18日 (火) 13:50-14:30	物件所在地	物件立入調査(全室)、写真撮影、評価人同行
7年11月19日 (水) 15:15-15:20	電話	Bから電話聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年11月18日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Hを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

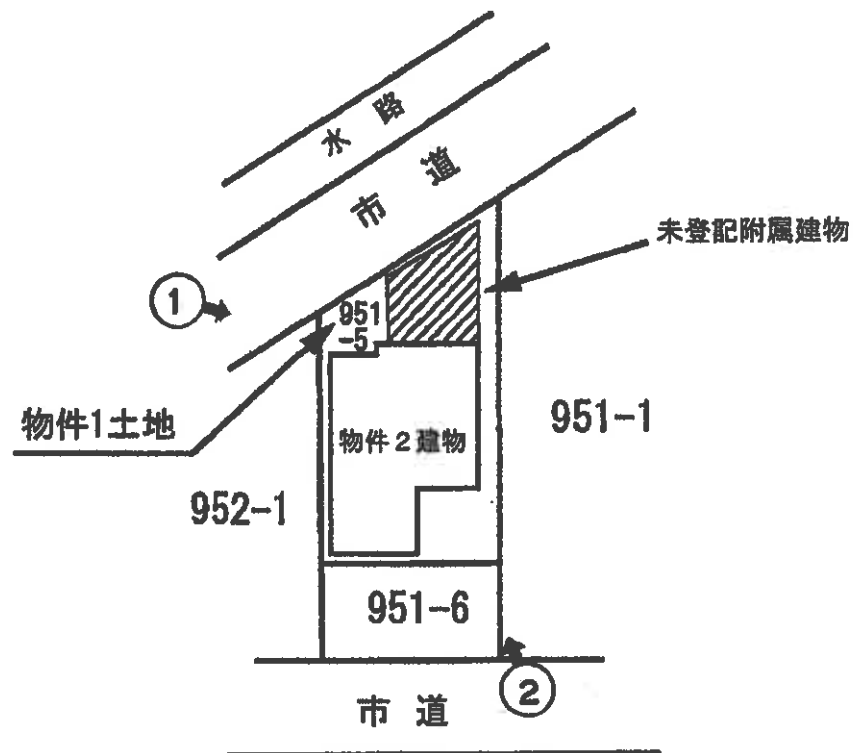
☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

土地建物位置関係図



←○の印は写真の撮影位置方向番号

間 取 図



1 階



未登記附属建物



2 階



←○の印は写真の撮影位置方向番号

①



物件 2 建物

未登記
附属建物

物件 1 土地

②



物件 2 建物

件外土地 (9 5 1 - 6)

③

写真③～⑥は
物件 2 建物の
内部を撮影



④



⑤

建具の傷み



⑥



⑦

未登記附属
建物内部



令和7年（ケ）第36号	
令和7年11月18日	現地調査
令和7年11月26日	評 価

津地方裁判所 四日市支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三 輪 時 弘 印

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 3,500,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,900,000 円
物件 2 (建物)	金 1,600,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行う事を前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

* * * 以 下 余 白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 その他特別の評価条件
特になし。

* * * 以 下 余 白 * * *

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

物件 番号	所 在 等	登 記	現況
1	所 在	四日市市ときわ二丁目	
	地 番	9 5 1 番 5	
	地 目	宅地	
	地 積	9 9 . 1 7 m ²	
	共 有 者	亡A相続人B 持分12分の4 亡A相続人C 持分12分の4 亡A相続人D 持分12分の2 亡A相続人E 持分12分の1 亡A相続人F 持分12分の1	
2	所 在	四日市市ときわ二丁目9 5 1 番地 5	
	家屋番号	9 5 1 番 5	
	種 類	居宅	
	構 造	木造瓦葺 2 階建	
	床 面 積	1 階 4 9 . 6 8 m ² 2 階 3 8 . 9 2 m ² 延べ 8 8 . 6 0 m ²	
	共 有 者	亡A相続人B 持分12分の4 亡A相続人C 持分12分の4 亡A相続人D 持分12分の2 亡A相続人E 持分12分の1 亡A相続人F 持分12分の1	
物件 番号	特 記 事 項		
2	・ 物件 2 建物の北側に未登記附属建物が建築されている。 ・ 住居表示「ときわ二丁目 2 - 2 0」		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	近鉄湯の山線「中川原」駅 西方,直線距離 約520m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	市街地中心部の工場に隣接して,小規模な一般住宅が見られる地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分	都市計画区域・市街化区域
	用 途 地 域	第一種住居地域
	指 定 建 ぺ い 率	60%
	指 定 容 積 率	200%
	防 火 規 制	建築基準法第22条区域
	そ の 他 の 規 制	・道路斜線制限,隣地斜線制限,日影規制 ・四日市市景観計画区域 ・立地適正化計画(居住誘導区域)に指定。
画 地 条 件	・地積:99.17㎡ ・台形,中間画地 ・間口:約9m,奥行:約11~15m ・平坦	
接 面 道 路	・北側 幅員約4m(種別:市道),舗装有,ほぼ等高に接面 ※道路は建築基準法第42条1項1号道路	
土地の利用状況等	・現況宅地 ・物件2の建物及び未登記附属建物の敷地として利用されている。 (附属資料:配置図等参照)	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道	有
	ガ ス 配 管	有
	下 水 道	有
特 記 事 項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・土地の履歴や周辺の土地利用状況等から,土壌汚染の危険性を示す端緒はないものと思われるが汚染の有無は不明である。	

(注)「有」,「無」の基準については,以下のとおり。

※「有」:該当施設の本管から,目的物件内への引込がなされている。

※「無」:該当施設の本管から,目的物件内への引込がなされていない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）	昭和60年2月7日 新築
	経 過 年 数	41年
	経済的残存耐用年数	1年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	亜鉛鉄板等
	内 壁	クロス、タイル等
	天 井	クロス、ボード等
	床	畳、フローリング等
	設 備	電気、給排水、衛生等（動作未確認）
	そ の 他	—
床面積（現況）	1階	49.68㎡
	2階	38.92㎡
	延べ	88.60㎡
現況用途等	現 況 用 途	居宅
	間 取	建物間取図参照
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状態	・所有者が居宅（空き家：家財道具が残置した状態）として使用している。	
特 記 事 項	・物件2建物1階の階段付近の壁が破損して穴があいているほか、随所に経年相応の劣化が認められた。 ・建物内に小動物（猫）を飼っていた形跡が認められた。 ・亡Aは物件2建物の2階で孤独死していた模様であるが、臭気等は確認できなかった。	
未登記 附属建物	・種 類：物置 ・構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ・床 面 積：約15.4㎡ ・建築年月日：不詳（物件2建物と同時期と推定）	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	59,200	0.90	99.17	1.00	5,280,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・・・・・別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・・・・・0.90

・画地条件（形状：0.95, 地積過小：0.95）

ウ 地 積・・・・・・・・・・登記数量による。

エ 建 付 減 価・・・・・・・・・・建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	135,000	(主) 88.60 (未登記附属) 15.4	0.04	560,000

※万円未満切捨

ア 再調達原価・・・・・・物件2及び未登記附属建物については各々の再調達原価を査定し、現況延床面積あたりの平均単価を求めた。

ウ 現価率・・・・・・・・・・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。なお、未登記附属建物は主である建物と同程度と判断した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{1}{(41 + \frac{1}{\text{〈注2〉}})} \times \text{〈注1〉} \} \times (1 - 0.50) \times \text{観察減価率}$$

$$= 0.04$$

※小数点第3位四捨五入

〈注1〉経済的残存耐用年数
〈注2〉経過年数

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	5,280,000	0.40 法定地上権	2,110,000

※万円未満四捨五入

イ 土地利用権等割合

- ・土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) <1(1) オ> <1(2) エ> ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) <2(1) ウ> イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,280,000	－ 2,110,000		1.00	0.60	1,900,000
2	560,000	＋ 2,110,000	1.00	1.00	0.60	1,600,000
一 括 価 格 (合計)						3,500,000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：特になし。

オ 競売市場修正

- ・評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附 属 資 料

- ・ 位置図
- ・ 公図写し（法務局備付）
- ・ 建物図面及び各階平面図写し（法務局備付）
- ・ 配置略図（評価人作成）
- ・ 建物間取図（評価人作成）

以 上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

※幅員約4m舗装市道沿いの規模約180㎡の整形地

(2) 地価公示価格：四日市 - 24

所 在 : 四日市市大井手1丁目219番6「大井手1-2-14」
 価 格 : 65,500 円/㎡
 位 置 : 近鉄湯の山線「伊勢松本」駅の東方 道路距離約510m
 価 格 時 点 : 令和7年1月1日
 地 積 : 175 ㎡
 供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
 接 面 街 路 : 南東側, 幅員6m市道
 用 途 指 定 等 : 市街化区域, 第一種住居地域
 (指定建ぺい率: 60%, 指定容積率: 200%)
 地 域 の 概 要 : 中小規模住宅が多くアパートも見られる住宅地域

(3) 地価公示価格を規準とした価格

価 格 時 点 年 月 日	価格 円/㎡ ア	時点 修正 イ	標準化 補正 ウ	地域 要因 エ	規準とした価格 円/㎡ ア×イ×ウ×エ
令和7年1月1日	65,500	$\times \frac{101.6}{100}$	$\times \frac{100}{105}$	$\times \frac{100}{107}$	= 59,200

※百円未満切捨

ウ 主たる標準化補正内訳・・・ 方位: +5

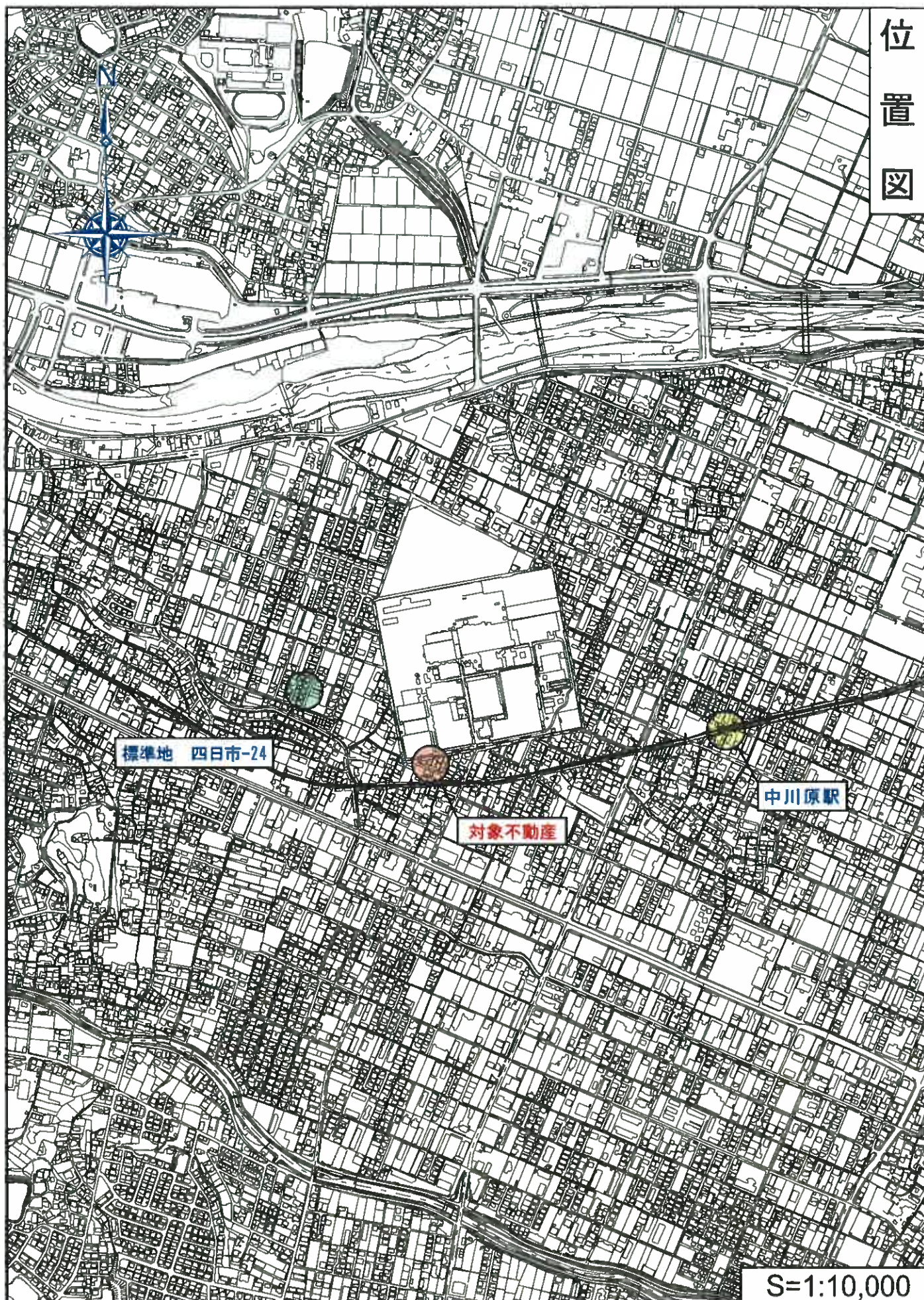
エ 主たる地域要因内訳・・・ 107 (街路, 環境条件格差を考慮した)

(4) 標準価格の決定

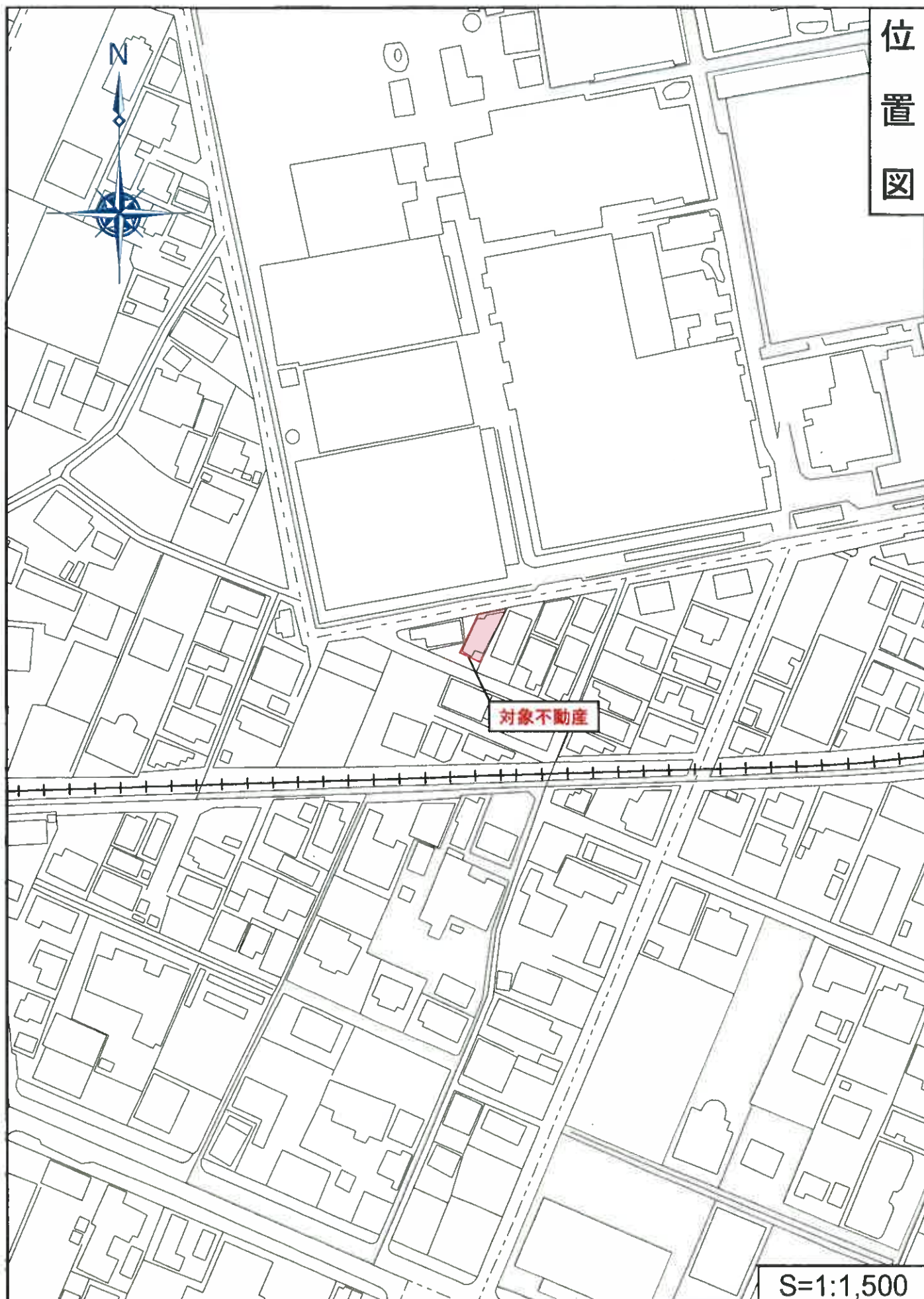
標準画地の価格は, (3) で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し, 59,200 円/㎡と決定した。

○ 標準価格 **59,200 円/㎡**

位置図

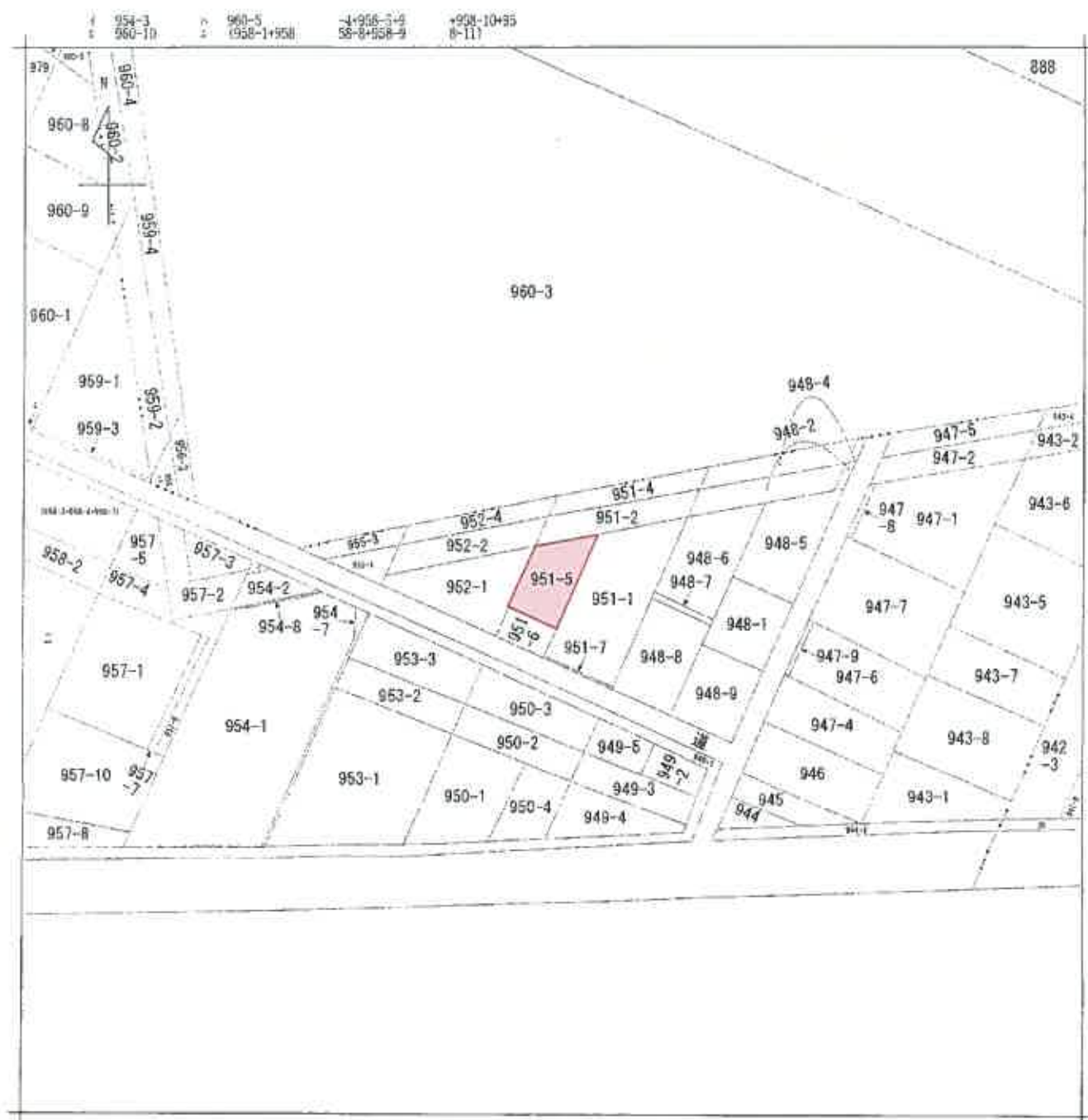


位置図

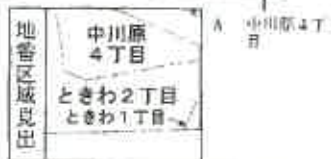


S=1:1,500

【複製利用許諾番号：Z25KC第774号】



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不特定登記簿の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の形状及び形状の図面を記載した図面です。



請求 部	所 在					地 番		951番5		
出 力 網 尺	1/600	縮 度 区 分		原簿番 号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した図面である。

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

令和7年8月27日

津地方法務局四日市支局

地図整理番号: K29828

登記官

(1/1)

登記年月日：昭和60年2月8日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和7年8月27日 津地方建設局四日市支局

登記書

地図整理番号：M29829

図面番号：4

各階平面図

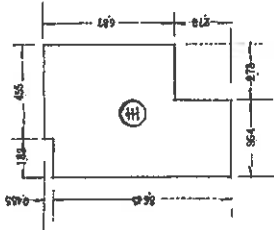
昭和60年2月8日登記

建物図面

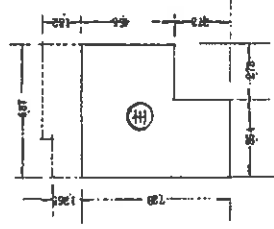
家屋番号 95135

建物の所在 四日市市ときわ二丁目95 / 番地5

1 階



2 階



面積計算

/ 階

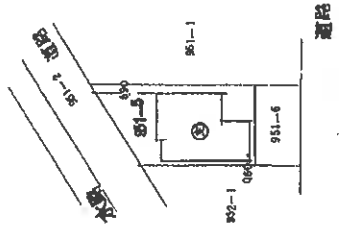
$$\begin{aligned} 3.64 \times 2.73 &= 9.9372 \\ 6.37 \times 4.55 &= 28.9835 \\ 5.915 \times 1.82 &= 10.7653 \\ S &= 49.6860 \end{aligned}$$

2 階

$$\begin{aligned} 3.64 \times 2.73 &= 9.9372 \\ 4.55 \times 6.37 &= 28.9835 \\ S &= 38.9207 \end{aligned}$$

床面積 / 階 49㎡68

2 階 38㎡92



作製者

縮尺 1/250

申請人

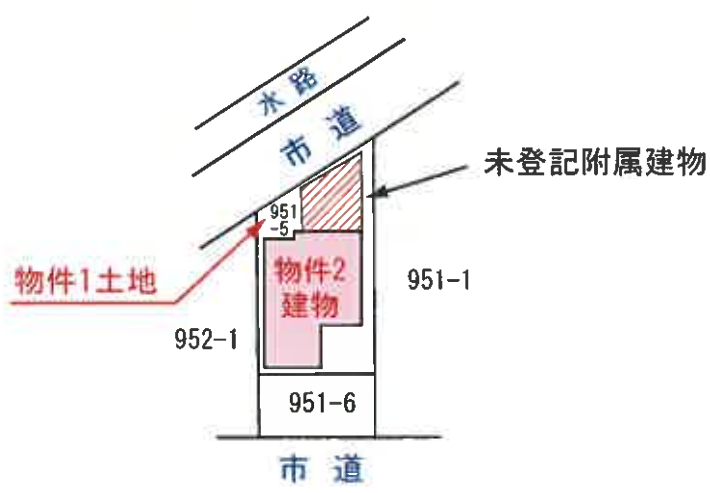
縮尺 1/500

(三重県土地家屋調査士会印)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

附録第八号ノ四

配置略図



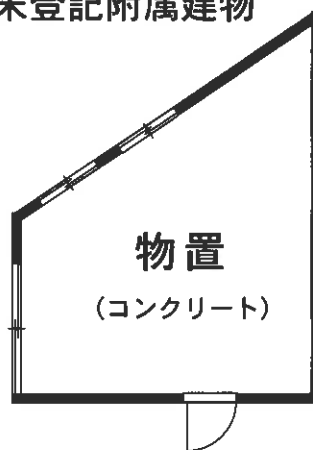
建物間取図

(物件2建物・未登記附属建物)

1 階



未登記附属建物



2 階

